

社会福祉法人 幸 役員退職慰労金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 幸（以下「この法人」という。）の定款第23条の規定に基づき、役員（理事）の退職慰労金について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、次に掲げる役員に適用する。

- (1) 常勤で勤務する理事長
- (2) 常勤で勤務する理事
- (3) 当法人職員給与との併給に該当する者は除く

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(給付の種類)

第3条 本規程による給付金は、次のとおりとする。

退職一時金

(退職一時金の受給資格)

- 第4条
- 1) 役員が退職したときは、退職一時金を支給する。
 - 2) 役員が死亡により退職したときも、前項と同様とする。

(退職一時金の額)

第5条 退職一時金の額は、退職時の報酬月額に在任年数を乗じた支給基準額に、別表1に掲げる係数を乗じた額を基とする。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(受取人)

第7条 本規程により支給される退職一時金は、退職した役員に支給する。
役員が死亡により退職した場合は、その遺族に支給する。

(給付の制限)

第8条 役員が業務上背任等の理由により解任されたときは、本規程による給付の支給を行なわない。ただし、事情によりその一部を支給する場合は、理事会で決定する。また、解任されない場合においても法人への貢献度を斟酌し、給付制限を行うことができる。その場合も理事会で決定する。

(遺族の範囲および順位)

第9条 遺族の範囲および順位については、労働基準法施行規則第42条から45条の規定を準用する。ただし、同順位の者が二名以上になる場合は、そのうち最年長者を代表者としてその者に支払う。

(支払い時期)

第10条 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。

(事情変更による改廃)

第11条 本規程により支給する役員退職慰労金が、法人の経営状態、社会経済事情の変化により適正でないと認められた場合は、評議員会の承認に基づいて本規程の定めによらないことができる。

附則

2011年6月1日	施行
2014年6月1日	改定
2020年7月1日	改定

別表 1 常勤役員の退職金算定式（第 5 条関係）

$\text{最終報酬月額} \times \text{在任年数} \times \text{係数}$

係数表

理事長	係数 2.5
理事	係数 2.0

※上記在任年数は、在任月数を 12 で除した数で、係数は小数点第 1 位までを用いる。小数点第 2 位以下は四捨五入する。ただし 1 か月未満は 1 か月に切り上げる。